

### 肉用子牛の平均売買価格について（令和2年度第4四半期）

- 1 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の令和2年度第4四半期の平均売買価格が、品種区分ごとに次のとおりとなった（4月21日付の官報で告示）。ただし、「その他の肉専用種」（日本短角種等）については、令和2年度から算定期間を1年（4月～3月）としている。

（単位：円／頭）

		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		541,000	498,000	320,000	164,000	274,000
合理化目標価格		429,000	395,000	253,000	110,000	216,000
2年度 第4四半期 ※	平均売買価格	774,500	721,900	297,300	249,800	380,500
	補給金単価	—	—	22,700	—	—

※「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年（4月～3月）としている。

- 2 令和2年度においては、その他の肉専用種について、平均売買価格が保証基準価格を下回ったことから、生産者補給金（22,700円／頭）が交付されることとなった。